

中国 WATCHING

Vol. 6 2011, 12, 12

在日中国人女性が外から祖国を見る

今月の TOPICS 中国農民労働者の戸籍問題

中国では、「農民」とは、職種に関係なく農村戸籍を有する者を指します。現在、農民戸籍を有しながら都市で農業以外の各種労働に従事する出稼ぎ労働者「農民工(ノーン ミーン ゴーン) は2億人を超えています。今回は彼らが直面している戸籍問題に焦点を当ててご紹介します。

『農民工の出現』

1978年に始まった改革開放政策の展開によって、特に80年代から都市部の労働力需要が一気に拡大し、農民工の数は80年代初期の約200万人から1989年の3000万人まで急増しました。この時期は、郷鎮企業(町村における中小企業)の発展にともない、農民工は同一農村地域内の郷鎮企業、主に近所の工場、売店などの非農業分野に集中していました。

一方、90年代に入ると、郷鎮企業の不振と、さらに鄧小平の南巡講話直後の都市開発熱により、農民工の需要が喚起されたことで、農民工は農村から都市部、特に大都市に出稼ぎ労働者として流出しました。90年代末までに、農民工は約7000万人に達しました。農村戸籍をもつ彼らは農村から出て、他省の都市部に移動し、短期間あるいは通年的に就労するようになりました。このような労働形態が現在は既に定着しています。

21世紀の今、市場化及び外資導入の進展により沿海都市地域を中心に急速な経済発展を遂げ大規模な労働力需要が発生しました。特に外資系が多く投資した中国沿海地方の生産型企業は、農民工の労働力に大いに依存しています。

農民工のほとんどは四川省、貴州省、安徽省、湖南省、湖北省などの内陸にある貧しい農村の出身者です。これらの地域は経済発展がかなり遅れたため、まともな教育を受けられず、北京、上海、広州などの大都市で単純労働力として安い賃金でサービス業、建築業、労働力密集型産業に就労しています。都市戸籍を持たないため、彼らは就職面と生活面においてさまざまな困難に直面しています。



『戸籍問題』がもたらす都市住民との格差

農民工は都市戸籍を持たないため、都市住民とまったく異なる社会的な待遇を受けざるを得ないことになり、次のような格差が彼らの「就業面」と「生活面」に現れています。

まず、就業面において、都市労働力市場に参入するには、いろいろな複雑な手続きをとることが義務づけられています。北京や上海などの都市で就業するために、「流動人口独身及び婚姻生育証」、「居住証」、「就業証」、「健康証」、「職業資格証書」などといった証書が必要になります。これらを申請する手続きがすべて有料のため、収入が少ない農村労働者にとって重い負担となります。いざ就業を始めても都市労働者の雇用を優先に確保するという理由で突然解雇されることや、都市労働者と同じ場所で同じ仕事に従事していてもかなり低い賃金しかもらえないという不平等な待遇を受けざるを得ません。こんな厳しい状況においても、都市部に残りたい彼らは、職種を問わずに就業するチャンスを常に求めています。

生活面からみると、もともと貧しい農村から出た農民工は都市住民と生活習慣や服装や価値観などに大きな違いがあるため、特別な扱いをされたり、差別されたりすることを免れません。農民工の次世代も親と一緒に都市部に移住し、あるいは都市で生まれ育ったものの都市戸籍を持たないため、公立学校に入れず、粗末な設備や教育レベルの低い「農民子弟学校」に就学することしかできません。また、これらの学校は、中国教育部(日本の文部科学省に相当)に認定されていないため、学歴として認められません。さらに、彼らは病気で病院に行っても医療保険の適用を受けられません。農民工は、就職、職業訓練、社会保障、住宅購入など様々な面で都市戸籍保有者と比べて圧倒的に不利な立場に置かれています。この格差問題をもたらした根本的な原因が戸籍制度です。

『戸籍制度改革の取り組み』

上に述べたように、農民の都市への流入を抑制するために、1958年に確立された中国の戸籍制度は、長い間都市戸籍と農村戸籍を分類してきました。しかし、中国経済の維持発展に不可欠な存在である農民工の生活状態の改善と社会の安定・発展を図るために、中国政府は2001年から都市と農村に統一的に適用される戸籍制度の導入を開始しました。すでに河北省、山東省、江蘇省、遼寧省、四川省、重慶市など12の省市で統一的な戸籍制度が施行されています。

内陸都市の重慶市では、2010年8月から都市と農村の統一戸籍制度改革実施の試験区として、市内 1000万人の農民工を都市戸籍へ切り替え始めました。この改革は2020年までに完了する計画です。



また、四川省成都市も都市・農村住民の身分の違いをなくし、2012年までに成都全域における戸籍を 統一する方針を明らかにしました。

一方、経済が進んでいる上海市では、2002年6月から市内に安定した住居を持ち一定の収入がある住民には、戸籍にかかわらず「居住証」の発行を実施しています。2009年までに総計27万人が「居住証」を取得しました。「居住証」があれば「市民」と認められ、就職や子供の就学、保険申請、福祉関係の申請で便利になります。しかし、「居住証」から「常住戸籍」に移行するには一定の条件を満たさなければなりません。その条件とは、「居住証」の所有年数7年、社会保険加入年数7年、所得税の納税義務を果すこと、専門的な技術資格を持つこと(国家2級以上職業資格証書)、無犯罪歴という5点です。これらの条件を満たす人に上海市の「戸籍」を与える制度を2009年8月から開始しました。同年末までに、申請条件を満たす上海常住戸籍以外の外来人口は3000人に達しました。

しかし、このように具体的な施策は各地の実情に合わせた改革の試みになっており、すでに紹介したように、重慶市が無条件で戸籍を切り替える方針に対し、上海市は「居住証」を持つ人を対象に一定の条件付きで戸籍を移行するという方針で、それぞれ違った措置を取っています。というわけで、全国規模での抜本的な戸籍一本化にはまだ程遠い状況です。いままで固定化されていた戸籍制度を短時間で改正するのは容易ではありませんが、農民工の将来に対する不安の解消と、都市と農村の一体的な発展並びに、国の継続的な発展にこの改革は不可欠です。現在、戸籍制度を主管する中国公安部は「戸籍法」の制定を進めていますので、今後の進展に注目したいと思います。



